選挙市民審議会申合せ

（名称）

１条　この会の名称は、「選挙市民審議会」（以下「本会」という）とする。

（目的）

２条　本会は、「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト」（以下「とりプロ」という）の活動の一環として、公職選挙法および関連法の改正を提言すること、および、それに関する声明を公表することなどにより、公正・平等で民主的な選挙改革等の実現に資することを目的とする。

（所在地）

３条　本会の事務局は、東京都世田谷区下馬１－２０－４に置く。

（代表）

４条　本会に共同代表を部門審議会ごとに１名置くものとする。

２　共同代表は、本会を代表する。

３　共同代表は、共同代表のうち２名以上の賛同によって全体審議会および共同代表者会議を招集することができる。

４　共同代表は、共同代表者会議に議案を提出することができる。

５　共同代表は、各部門審議会より互選によって推薦され、全体審議会において選出する。

６　各共同代表は、当該部門審議会の長として当該部門審議会を代表する。

７　各共同代表は、当該部門審議会を招集し、当該部門審議会に議案を提出することができる。

８　各共同代表は、当該部門審議会の事務を円滑にするため、各部門審議会の実務者（以下、「実務者」という。）を当該部門審議会の委員、または、とりプロ事務局の者より任命することができる。

９　共同代表の任期は、２年とする。ただし重任をさまたげない。

（共同代表者会議）

５条　共同代表者会議は、共同代表および前条８項で任命された実務者によって構成する。

２　共同代表者会議の所掌事項は、以下に掲げるものとする。

一　全体審議会および部門審議会への議案の提出

二　委員の他部門への移動の決定

三　その他共同代表や実務者が重要と判断する事項

３　共同代表者会議は、その議事録を全委員に配付しなくてはならない。

（全体審議会）

６条　本会は、すべての部門審議会委員から構成する全体審議会を、毎年一回以上開催しなければならない。

２　全体審議会の所掌事項は、以下に掲げるものとする。

一　共同代表および委員の選出

二　本申合せの改廃

三　公職選挙法および関連法の改正提言の決定

四　声明や中間報告の決定

五　部門の設置および廃止

六　その他共同代表者会議が重要と判断する事項

（部門審議会）

７条　本会の目的を速やかに達成するために、個別改正課題を専門的に審議する部門審議会を置く。

２　部門審議会の所掌事項は、以下に掲げるものとする。

一　当該部門を代表する長の推薦

二　当該個別改正課題に関する提言原案の作成

三　当該個別改正課題に関する声明や中間報告原案の作成

四　委員の他部門審議会への移動の提案

五　その他当該部門審議会の長が重要と判断する事項

（委員）

８条　委員は、全体審議会および部門審議会における議決権を有する。

２　委員は、とりプロ事務局からの指名および共同代表者会議の推薦によって、全体審議会において選出される。

３　委員は、過半数の委員の賛同をもって全体審議会及び部門審議会の招集を共同代表者会議に求めることができる。

４　共同代表者会議は前項に定める要請があった場合は、審議会を招集しなければならない。

５　委員は、自らが属する部門の過半数の委員の賛同をもって当該部門審議会の招集を当該部門の共同代表に求めることができる。

６　共同代表は前項に定める要請があった場合は、当該部門審議会を招集しなければならない。

７　委員は、必ず一つの部門審議会に属する。

８　委員は、自らが属する部門以外の部門審議会に、当該部門審議会の承認を得て、陪

席することができる。ただし、その場合議決権を有しない。

9　委員は、自らが属する部門以外の部門審議会への移動を、自らが属する部門審議会に申し出ることができる。

10　委員は、共同代表者会議に陪席することができる。

11　委員の任期を２年とする。ただし重任をさまたげない。

（実務者）

9条　実務者は、共同代表者会議および全体審議会、部門別審議会の事務を円滑に進めるため、共同代表を補佐し、以下の職務を遂行する。

一　共同代表者会議および全体審議会、部門別審議会運営の議長役等実務全般

二　議事録案作成と議事録の公開

三　論点整理と議案の整理

四　必要資料の作成

五　その他共同代表から指示された職務

（定足数）

10 条　全体審議会および部門審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

（議決）

11 条　全体審議会および部門審議会の議決には、原則として出席委員の三分の二以上の賛成を必要とする。

2　全体審議会および部門審議会は、電子メール等文書稟議によって議決することができる。ただし、6 条 2 項各号に定める事項を除く。

3　電子メール等文書稟議においては、委員の意見表明のため一定の期間を設定しなくてはいけない。

4　前項の場合、設定された期間を過ぎた委員は原案に対して賛成の意を表したものとみなす。

（議事等の公開）

12 条　全体審議会および部門審議会の審議は、すべて公開する。

2　全体審議会および部門別審議会の議事録は、すべて公表する。

3　全体審議会および部門別審議会においては、一般市民が参加し議長の許可のもと発言することができる。

附則　この申合せは２０１５年１１月３０日より施行する。

発足時点での「選挙市民審議会」の構成。①②③は部門の略。

【共同代表】
①片木淳　②只野雅人　③三木由希子

【実務者である委員】
①小林幸治　②太田光征　林克明　③桔川純子

【委員】
①石川公彌子　小島敏郎　武井由起子　坪郷實　濱野道雄　山口あずさ
②秋葉忠利　伊藤朝日太郎　小澤隆一　桂協助　小林五十鈴　田中久雄　山口真美
③太田啓子　大山礼子　加藤一彦　北川正恭

【とりプロからの実務者】
①富山達夫　丸井英里　②岡本達思　③城倉啓　岡村千鶴子　吉野健太郎